

働きやすい環境づくり みんなで実現 パートの指針

パートタイム労働者を雇ったときは、
労働条件を明らかにした
労働条件通知書（雇入通知書）を
交付してください。

パートタイム労働者が10人以上いる場合は、
パートタイム労働者の雇用管理の
改善等を管理する短時間雇用管理者を
選任してください。



労働省

都道府県女性少年室
都道府県労働基準局・労働基準監督署
都道府県労働主管部・ハローワーク（公共職業安定所）
財団法人21世紀職業財団（短時間労働援助センター）

<http://www.mol.go.jp/topics/seido/josei/hourei/index2.htm>